監獄法改正の概要

~ 行刑改革会議提言を受けて~

平成 17年 2月 2日 行刑改革推進委員会

受刑者の権利義務の明確化 行刑改革会議提言(11ページ)

提言

受刑者の権利義務を明確にすることによって 人権保障を十全なものとすべき

法案での対応

現行法では権利義務の内容が不明確 ,

権利等の明確化

・ 一人で行う宗教上の行為(礼拝など),自弁の書籍等の閲覧,信書の発受,審査の申請などを権利として保障(制限要件を明確化)

物品の自弁が許される範囲・要件,自己が指名する医師による診療 を受ける要件,刑事施設内で幼児の養育を行う要件,釈放の際に作業 報奨金を支給すること,面会の相手方の範囲などを規定

義務の明確化

・ 遵守すべき事項として定める事項を列記

他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと, 刑事施設内の衛生・風紀を害する行為をしては ならないこと,正当な理由なく作業・指導を拒 んではならないことなど

● 権利義務に関わる重要な事項を書面で告知

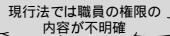
物品の給貸与,面会・信書の発受,懲罰,審査の申請に関する事項など,遵守事項

職員の職務権限の明確化 行刑改革会議提言(11ページ)

提言

職員の職務権限の内容及び限界を明確なものとすべき

法案での対応



。 現行法には ▼規定なし

- 受刑者が収容時に所持する金品 ,差入れ金品等に対する 検査の権限
- 受刑者の身体 ,着衣 ,所持品及び居室に対する検査権限

規律秩序を維持するため必要がある場合

● 受刑者・第三者に対する制止等の措置の権限 ♥

現行法には、規定なし、

対受刑者〉

自己・他人への危害,逃走,職員の職務執行の妨害などの場合

対第三者〉

刑事施設への侵入,逃走の援助,被収容者への危害などの場合

受刑者に対する手錠・捕縄及び拘束衣の使用権限

手錠・捕縄

護送する場合,逃走,

自己・他人への危害のおそれなど

防声具,鎮静衣を廃止し,より安全な拘束衣を導入(仕様については現在開発中)

拘束衣

自己への危害のおそれ

● 受刑者・第三者に対する武器の使用権限 ~事態に応じ合理的に必要な限度で~ 現行法は , 第三 者に対する武器 の使用権限の規 定なし /

対受刑者。

暴動,他人への重大な危害,武器の奪取,逃走などの場合

対第三者

暴動の援助,武器の奪取,被収容者の奪取などの場合

受刑者の特性に応じた処遇の実施

行刑改革会議提言(12ページ)

提言

受刑者の特性に応じた処遇を実現すべき

・薬物依存者について刑事政策的観点から,処遇の在り方を検討すべき ~薬物乱用防止教育プログラムの充実

法案での対応

改善指導とは、犯罪の責任を自覚させ、健康な 心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な 知識・生活態度を習得させるための指導

- 矯正処遇の実施
 - ・作業のほか,改善指導・教科指導の矯正教育の義務化
 - ・より柔軟な刑務作業の実施
 - 一日の作業時間及び作業を行わない日については, 刑事施設の長が,法務省令で定める基準に従い定める
 - 各刑事施設の実情,教育・運動の実施状況等に則し 柔軟に 定めることが可能

薬物依存,暴力団員であることなど

現行法では、
矯正教育を受

ける義務なし

・改善指導の配慮事項

改善更生・円滑な社会復帰に支障となる事情の改善に資するよう配慮 すべき

・実施方法 個別処遇・計画的処遇 専門的知識の活用 社会との連携 受刑者の資質・環境の調査の結果に基づいて受刑者ごとに定められる処遇要領により実施

親族,民間の篤志家,関係行政機関その 他の者の協力を求める

● 外部通勤作業,外出・外泊制度の導入 職員の同行なし)

現行法 では実施 不可 要件:仮釈放を許すことができる期間(原則として刑期の3分の1)の経過 開放的処遇を受けていることなど一定の事由が認められること

目的(外部通勤作業)刑事施設の外の事業所における作業・訓練 (外出・外泊) 一身上の重要な用務,更生保護に関係のある者の訪問その他釈放後の社会生活に有用な体験を行う

改善更生・円滑な社会復帰の促進

報 奨制 度 行刑改革会議提言(14ページ)

提言

現行の累進処遇制度は廃止し、真に受刑者の改善更生の意欲を喚起することが可能となる報奨制度を設けるべきである

法案での対応

現行の累進処遇制度については, 画一的・固定的な運用に陥っている,優遇の内容が改善更生の意欲を向上させるものではなくなって いるとの批判があった

● 一定の期間ごとの受刑態度の評価に応じた<mark>優遇措置を講する</mark>

物品の給貸与,自弁物品の使用・摂取,面会の時間・回数,信書の発信回数などの処遇において優遇

入所後早い時期から魅力ある上位の優遇を受けることが可能であり、評価の期間を比較的短期間とすることにより、臨機に受刑態度に応じた優遇を与えることが可能となる



改善更生の意欲の喚起

<u>所 内 規 則</u> 行刑改革会議提言(19ページ)

提言

- 所内規則の相当性及び合理性について見直しを行うべき
- 所内の規律秩序が乱れるおそれが少なく,拘禁目的を達し,安全で 秩序ある生活と適切な処遇環境を保つことが可能な場合には,制限 の緩やかな所内規則を適用することも検討すべき

法案での対応

❷ 遵守事項

規律秩序を維持するため必要な事項 (法律に列記)に限定

制止等の措置,戒具の使用,武器の使用,懲罰など

● 規制措置の限界

規律秩序を維持するため執る措置は、収容の確保、処遇のための適切な環境・安全かつ平穏な共同生活の維持のため必要な限度を超えてはならない

過度に厳格な規律の排除

●制限の緩和

受刑者の生活及び行動に対する制限は,受刑者処遇の目的を達成する見込みが高まるに従い,順次緩和する

例:居室の検査の頻度を低くする, 仕切り板なしの面会を認める, 居室への自由な出入りを認めるなど 改善更生の意欲の喚起及び社会 適応能力の育成を図ること

身体の検査,隔離,保護室収容,

各刑事施設の実情,個々の受刑者の状況等に応じて, より柔軟に制限を緩和することが可能に

● 受刑者処遇の目的達成の見込みが特に高いと認められる 受刑者の処遇は、開放的施設で行うことができる

> 塀や鉄格子などの設備の一部を設けず,施錠などの措置をしない刑 事施設で法務大臣が指定するもの

受刑者の自発性と自律性の促進

昼夜間独居拘禁の適正さの確保 行刑改革会議提言(17ページ)

提言

- 昼夜間独居拘禁の適正さを確保するため、要件及び手続等を法定すべき
- 期間を短縮し、要件の有無及び相当性についてチェックする機会を増やす
 ことを検討すべき
- 定期的に精神科医等の診断を実施し、医学的見地からの意見を聴ぐさき
- 保護房収容の適正さを確保するため ,要件及び手続等を法定すべき

法案での対応

隔離

現行法は,心身に害あるときは独居拘禁できない ことを定めるのみ

要件: 他の被収容者と接触することにより規律秩序を害するおそれがあ

るとき

他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、他に方法がないとき

現行期間 当初 6か月 更新期間 3か月ごと

現在は通達で 規定

● 隔離の期間を現行法より短縮

・当初3か月,更新期間1か月ごと

・必要がなくなったときには,直ちに中止

健康状態について医師の意見を聴く3か月に1回以上

保護室収容

要件: 自己に危害を加えるおそれがあるとき

逃走するおそれがあり,他に方法がないとき

大声,他人への危害,設備の損壊など規律秩序の維持のため必

要なとき

● 収容期間について規定

当初 72時間 ,更新期間 48時間ごと 必要がなくなったときには ,直ちに中止

● 健康状態について医師の意見を聴く義務

保護室収容時 ,更新時に医師の意見を聴く

- 6 -

懲 罰

行刑改革会議提言(21ページ)

提言

懲罰の<mark>種類</mark>及び<mark>内容</mark>,懲罰を科すべき事由,懲罰を科す際の手続に ついて法律に明記すべき

法案での対応

● 懲罰を科すべき事由を規定

現行法は,「紀律二違ヒ タルトキ」とするのみ

遵守事項,特別遵守事項,規律秩序維持のために職員がした指示に 違反したとき

➡️ 懲罰を科される行為が受刑者に明確になる

懲罰の種類を規定

戒告,作業の停止(10日以内), 自弁物品の使用停止(15日以内), 書籍等の閲覧の停止(30日以内), 作業報奨金計算額の3分の1以内の削減, 閉居(30日以内,特に情状が重い場合は60日以内) 運動の停止,減食, 重屏禁の<mark>廃止</mark> 書籍等の閲覧停止 期間,閉居の期間、 の短縮など懲罰の 緩和

- 懲罰の内容を規定

 - ・ 閉居罰の内容(自弁物品の使用,宗教上の儀式行事への参加,書籍等の閲覧,自己契約作業,面会・信書の発受等を停止し,居室内で謹慎)
- 懲罰に関する手続を規定 ○

現行法には規定なし

- ・ 反則行為の<mark>調査</mark>
 できる限り速やかに調査を実施すること
 反則行為をした疑いのある受刑者を2週間隔離できること(2週間に限り延長可)
- ・ 事前に懲罰の原因となる事実を<mark>書面で通知</mark>した上で, <mark>弁解の機会</mark>を保障すること
- ・ 補佐人を刑事施設の職員のうちから指名すること
- ・ 閉居罰を執行するに当たって、健康状態について医師の意見を聴くことを 義務化

生活水準,運動

行刑改革会議提言(25~26ページ)

提言

- 受刑者の生活水準について、適正なものとなるよう努めるべき

法案での対応

牛活水準

- 給貸与する物品は、受刑者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、受刑者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない
- 日刊新聞紙の備付け,報道番組の放送等により,主要な時事の報道に接する機会を与えるように努める
- 余暇活動の援助の措置として,書籍等を備え付ける

運 動

現在は,原則として<mark>入浴日 は実施していない</mark>のが実情 (週2,3回)

■ 運動の機会の保障を規定

日曜日等を除き、できる限リア外で運動 を行う機会を与えなければならない

医療

行刑改革会議提言(35ページ)

提言

被収容者の健康の保持とその疾病の治療は、拘禁を行う国の責務である

法案での対応

社会一般における 水準に照らして

● 受刑者の心身の状況を把握することに努め,適切な保健衛生上・医療上の措置を講ずる義務を規定

病室での処遇,特別の衣類・寝具等の使用,作業の免除・時間短縮などを含む

● 健康診断の定期的な実施の義務化

原則:刑事施設の職員である医師・歯科医師による診療

傷病の種類・程度等に応じ必要な場合 職員でない医師による診療も可

- 疾病等の場合における医療上の措置を執る義務
- 刑事施設外の病院への通院・入院
- 一定の要件の下で,受刑者が指名する医師による診療を許す

要件:傷病の種類及び程度,収容前にその医師による診療を 受けていたことなどの事情に照らして医療上適当などき

感染症予防上の措置を規定

外部交通の拡大 行刑改革会議提言(22ページ)

提言

受刑者の改善更生や円滑な社会復帰に寄与するという観点から、外部交通の拡大を図るべき

- ・親族との面会について,回数及び時間を増し,遮蔽板のない部屋の使用や職員の立会の緩和等の配慮をしていくべき
- ・受刑者の改善更生等に資する場合には、友人との面会を積極的に認めていくべき

法案での対応

適正な外部交通は 受刑者の改善更生・円 滑な社会復帰に資する

外部交通の制限に当たっては、外部交通の重要性に留意しなければならないことを規定

一定の相手方との面会を許すものとする

現行法下では親族 以外は,自由裁量

重大な利害に係る用務の処理のため面会が必要な者 改善更生に資すると認められる者

交友関係の維持以外の場合でも,面会を必要とする事情がある場合には同じ

現行法には規定が なく,運用上もほ とんどなし

- 犯罪性のある者等との間の発受を除き,基本的に信書の発受を認める
- 面会・信書の発信について,最低保障の回数を規定 面会は月2回,信書は月4通

現在は , いずれも 月1回

面会の立会い(録音・録画を含む。),信書の検査は, 必要があるときに行うものとする



受刑者の状況などに 応じて柔軟な対応が可能 現在は,立会いは ほぼすべて,信書 の検査はすべてに ついて実施

次ページへ

提言

- 人権救済のために、一定の機関に対して発する信書については、 萎縮することなく求めることができる環境を整える必要がある
- 法律上の重大な用務の処理のための弁護士との面会については、 その用務等に応じて必要な場合には、立会いをしないなどの配慮を すべき

法案での対応

現行は,立会いは原則と して,検査はすべて行っ ている,

人権救済等を求めるため、弁護士等と面会する場合には、原則として

- 面会については立会い (録音・録画を含む。)不可
- 信書の発受については、その旨を確認する限度での検査にとどめる

提言

まず,開放処遇を受けている者から認めるなど,一定の基準の下に,受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に有益な場合に電話による通信を行えるよう検討すべき

法案での対応

現行法の下では, 電話は使用できない

電話その他電気通信の方法による通信を許すことができる

要件 開放的施設で処遇を受けている場合などで ,改善更生に 資すると 認められるとき

● 必要があるときは、傍受又は記録をする

人権救済のための制度の整備 行刑改革会議提言(31ページ)

提言

行刑施設の長の違法又は不当な処分については不服申立制度を、 その他の苦情については苦情申立制度を設けるべきである

法案での対応

審査の申請,事実の申告,苦情の申出の制度を創設

審査の申請

事実の申告

暴行は不服申立ての 対象に含まれるべき

対 象

一定の所長の措置 (例)書籍の閲覧の禁止,隔離, 作業報奨金に関する処分

職員の暴行,違法・不当な 戒具の使用

2段階制

矯正管区の長への申立てと、 なお不服があるときの法務大臣への申立て

適正 迅速な処理を確保 するため,2段階とすべき

職権による調査

現行の情願は,調 査・回答義務なし

できる限り90日以内に処理

標準的処理期間を定める

など迅速な処理のための 手続を整備すべき

処 理

理由があるとき 処分の取消しなど

・裁決は、理由を付して送達

- ・事実の有無を確認して通知
- ・事実があったことを確認したとき 再発防止のための措置

苦情の申出

● 受刑者は,刑事施設の長,監査官,法務大臣に苦情の申出をすることができる

対象:自己が受ける一切の処遇

● 刑事施設の長・監査官に対する苦情の申出について,誠実処理・結果通知の義務化。

提言

行刑施設の長 巡閲官に対する苦情 の申立てについては速やかに処理し 結果を通知すべき 現行の所長面接 では,所長には 回答義務はない

秘密申立て・不利益取扱い禁止

- 審査の申請等の内容を職員に秘密にすることができるように , 必要な措置を講じる義務
- ▲ 審査の申請等の書面は ,検査不可

行刑施設の職員に内容を知られることなく、申立てをすることができる環境を整えるべき

■ 監査官に対する苦情の申出に、刑事施設の職員を立ち会わせてはならない

__提言___《

被収容者が萎縮することな(申立て をすることができるように ,不服申 立てをしたことを理由とする不利益 な取扱いを禁止すべき 現行の情願等に関 し,このような趣 旨の規定はない

■ 審査の申請等をしたことを理由として不利益に取り扱ってはならない

刑事施設運営協議会

行刑改革会議提言(27ページ)

提言

市民参加の仕組みとして、行刑施設ごとに地域の市民 及び専門家からなる<mark>刑事施設視察委員会(仮称)</mark>を創 設すべき

行刑運営について協議し,行刑施設の長に対し意見を述べる 委員は,委員会の議を経て,視察・被収容者と面接

法案での対応

現行では,地域とのつながりは,参観による場合や,篤志面接委員等の協力を求める場合などに限られている

刑事施設運営協議会の創設

- 法律に設置根拠を明記
- 協議会の職務や権限を規定

協議会は ,刑事施設の長に対し ,その施設の運営に関し意見を述べる

協議会は、必要があると認めるときは、委員に、刑事施設を視察させ、被収容者に面接させることができる

● 組織についても規定

委員は,法務大臣が委嘱 任期は1年 再任を妨げない

非常勤の国家公務員守秘義務を負う



行刑運営の透明性の確保